

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約

日本国及びスペイン王国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁^{あさ}りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

- 1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。
- 2 この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上

存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによつて又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、次の(a)及び(b)に規定する要件を満たす限りにおいて、一方の締約国の居住者の所得とみなす。

(a) 当該所得が当該一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われること。

(b) 当該団体又は仕組みが次の(i)又は(ii)に規定する国又は地域の法令に基づいて設立されること。

(i) いづれかの締約国

(ii) 両締約国以外の国又は地域であつて、次の(aa)及び(bb)に規定する要件を満たすもの

(aa) 当該所得が取得される締約国との間において有効な租税に係る情報の交換に関する規定を含む協定を有していること。

(bb) 当該両締約国以外の国又は地域の租税に関する法令の下において当該団体又は仕組みを全面的に課税上存在しないものとして取り扱うこと。

この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する

権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国が課する所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とする。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

- (a) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 復興特別所得税
 - (iv) 地方法人税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) スペインにおいては、

- (i) 個人に対する所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 非居住者に対する所得税

(以下「スペインの租税」という。)

4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

- 1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
 - (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的

権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「スペイン」とは、スペイン王国をいい、地理的意味で用いる場合には、スペイン王国の領域（内水、上空及び領海を含む。）並びにその領海の外側に位置する区域であつて、スペイン王国が国際法に基づいて、かつ、スペイン王国の国内法令の適用上、海底、その下及び上部水域並びにそれらの天然資源に関して管轄権又は主権的権利を行使し、又は将来において行使することができる全ての区域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はスペインをいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関する法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企

業及び他方の締約国の居住者が當む企業をいう。

(h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送（当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間ににおいてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。）をいう。

(i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えたされたその代理人

(ii) スペインにおいては、財務大臣又は権限を与えたされたその代理人

(j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人

(ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕

(l) (k)

組みであつて、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。

(i) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付隨的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて規制されるもの

(ii) 専ら又は主として、当該一方の締約国他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み

一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に關する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によつて保有される資産及び取得さ

れる所得として取り扱う。

- 2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十四条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

- 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準によつて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国的地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものと

される者を含まない。

2 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居

を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて当該事案を解決する。

3 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限の

ある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によつて決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条 恒久的施設

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つているものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。

4 1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動（f）の規定に該当する場合には、（f）に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体）が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにその他の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場

所を保有すること。

5 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものではないこと。

6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に

代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によつて重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であつて、事業を行う一定の場所（5の規定が適用されることとなるものを除く。）で行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。

- (a) 当該企業の名において締結される契約
- (b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約
- (c) 当該企業による役務の提供のための契約

7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行う場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う

ときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によつて支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当

該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

第六条 不動産所得

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 一方の締約国の居住者が権利（その所有者に対して他方の締約国内に存在する不動産を使用する権利を

直接又は間接に与えるものに限る。）を所有する場合には、当該居住者が当該不動産を使用する権利の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用によつて取得する所得に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 1、3及び4の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に對しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定によつて当該恒久的施設に帰せられる利得に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 この条及び第二十二条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、か

つ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3 一方の締約国が、いざれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によつて調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たつては、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 国際海上運送及び国際航空運送

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつ

き、スペインの企業である場合には日本国の事業税を、日本国のある場合にはスペインの経済活動に対する租税を、免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対し当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の五パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該配当の受益者

が他方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む十二箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人。当該期間の計算に当たり、当該配当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。

(b) 公認の年金基金（当該配当が、第三条1(1)(i)又は(ii)に規定する活動によつて取得され、かつ、スペインの公認の年金基金については、スペインの居住者である個人が公認の年金基金に拠出した保険料がスペインにおける当該個人の課税所得の計算上控除される場合に限る。）

4 2及び3の規定にかかわらず、配当を支払う法人が居住者である一方の締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される配当に対しても、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すことができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

5 2から4までの規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

6 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

7 1から4までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基団となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基団となつた株式その他の持分が当該他方の

締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。) に対していかなる租税も課することができます、また、当該留保所得に対して租税を課すことができない。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 1の規定にかかわらず、債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流入入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子であつて、一方の締約国内において生ずるものに対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すことができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得（公債、債

券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生ずる締約国の租税に関する法令上租税に關し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に對して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合は、第七条の規定を適用する。

5 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

6 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその

双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができます。

第十二条 使用料

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 この条において、「使用料」とは、著作権（映画フィルム並びにラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム及び記録物についてのものを含む。）、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用的権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基

因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 使用料の支払の基団となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しても、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができ

る。

第十三条 譲渡収益

- 1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（第六条に規定する不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての

当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産（第六条に規定する不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に対しても、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものによつて直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が権利（その所有者に対して第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものを使用する権利を直接又は間接に与えるものに限る。）の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができます。

7 一方の締約国の居住者でなくなった個人が他方の締約国の居住者となつた場合において、当該個人の財産の未実現の価値の上昇に対し、当該個人が当該一方の締約国の居住者でなくなる直前に当該一方の締約国において租税を課されたときは、当該他方の締約国は、当該財産の価値の上昇に対する両締約国間の二重課税を除去するために必要な範囲に限り、当該個人が当該財産の譲渡によって取得する収益に対して当該他方の締約国において課された租税の課税標準又は租税の額について適当な調整を行う。

第十四条 紿与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- (a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。
- (b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
- (c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によつて負担されるものでないこと。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一員として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務（他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。）について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができます。

第十七条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

第十八条 政府職員

1(a)

一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に對して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)

もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができます。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2(a)

1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に對して提供される役務について、個人に對して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しく

は地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一

方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 匿名組合

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連してスペインの居住者である匿名組合員が取得する所得に対しては、当該所得が日本国内において生じ、かつ、日本国におけるその支払者の課税所得の計算上控除される場合には、日本国において、日本国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十一条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各条に規定がないものに對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基団となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、所得の額のうちその超過する部分に対しても、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第二十二条 二重課税の除去

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の中税から控除することに関する日本国の中令の規定に従い、日本国の中居住者がこの条約の規定に従つてスペインにおいて租税を課すことができる所得をスペイン内において取得する場合には、当該所得について納付されるスペインの租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の中税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の中税の額のうち当該所得に對応する額を超えないものとする。

2 スペインにおいては、二重課税は、スペインの法令の規定又はスペインの法令に基づく次の規定に従つて回避される。

(a) スペインの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、スペインは、次の(i)及び(ii)に規定する額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。

- (i) 日本国において当該所得について納付される日本国の租税の額
- (ii) 配当については、スペインの法令に従い、当該配当に充てられる利得に対して課される租税であつて当該配当を支払う法人が実質的に納付したものとされるものの額

ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得に対する租税の額のうち、日本国において租税を課すことができる所得に対応する部分を超えないものとする。

- (b) スペインの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてスペインにおいて租税が免除される場合においても、スペインは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たつては、その免除された所得を考慮に入れることができる。

第二十三条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者で

あるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることが

ある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この

1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十二条6、第十二条4又は第二十二条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて

直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に適用する。

第二十四条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをことができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができな

い場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者によって構成される合同委員会を通じて通信することを含む。）ができる。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従つて当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国の権限のある当局に提供された日から二年以内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決する

ための合意に達することができない場合において、

当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

6(a) 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、当該事案について、1及び2の規定に従つて両締約国の権限のある当局の合意によつて事案を解決するための手続（以下この条において「相互協議手続」という。）を停止した場合には、5(b)に規定する期間は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

(b) 事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、5(b)に規定する期間は、当該相互協議手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

(c) 事案によつて直接に影響を受ける者が5(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によつて要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかつたことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合には、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

7(a) 仲裁人の任命については、次の規則を適用する。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人である仲裁人によつて構成される。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあつてはならない。

(iii) 仲裁のための委員会の仲裁人に任命された者は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によつて直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対し公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行つてはならない。

(b) 両締約国の権限のある当局は、仲裁人及びその職員が、仲裁手続の実施に先立つて、次条2及び両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従つて仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によつて合意することを確保する。

(c) この条及び次条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁人及びその職員（仲裁人一人について三人までに限る。）並びに仲裁人の候補者は、情報（当該候補者については、当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。）の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受

領する情報及び両締約国のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、次条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。

8(a) 仲裁決定は、最終的な決定とする。

(b) 仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束しない。この場合には、5に規定する仲裁の要請は、行われなかつたものとし、仲裁手続（7(b)及び(c)並びに11の規定に係るもの）は、行われなかつたものとする。この場合には、両締約国のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。

(c) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

9(a)

事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国のある当局による更なる検討は、行われない。

(b) 事案によつて直接に影響を受ける者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審

判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によつて当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によつて直接に影響を受ける者によつて受け入れられなかつたものとする。

10 この条の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当する場合には、当該事案に関する相互協議手続及び仲裁手續は、終了する。

- (a) 両締約国の権限のある当局が、2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合
 - (b) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手續の申立てを撤回する場合
 - (c) 当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合
- 11 各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手續の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

12 5から11までの規定は、次の事案については、適用しない。

- (a) 第四条3の規定に該当する事案
- (b) 第二十八条9の規定の適用に関する事案
- (c) スペインの一般租税法（二千三年十二月十七日法律第五十八号）第十五条及び第十六条に規定する一般的に濫用を防止する規則（これらの規則を今後代替し、改正し、又は改定するものを含む。）の適用に関する事案
- (d) (c)に規定するスペインの一般的に濫用を防止する規則に実質的に類似する日本国の法令の規定の適用に関する事案
- (e) 事案によって直接に影響を受ける者が、いずれかの締約国の法律上又は行政上の手続の結果として行われる最終的な決定によつて、租税に関する不正、故意又は重過失に対する罰則を課された行為に関する事案
- (f) 第九条1の規定に該当する事案であつて、一方の締約国において課税標準から除外されること又は免税若しくは無税の対象となることを理由として、当該一方の締約国において租税を課されない所得に関する事案

するもの。ただし、そのような取扱いが当該一方の締約国の租税に関する法令の下において当該所得に特有なものである場合に限る。

(g) 両締約国の権限のある当局が、当該事案が仲裁による解決に適しないことについて合意し、かつ、その旨を当該事案の申立てをした者に対して5(b)及び該当する場合には6に規定する期間内に通知した事案

第二十五条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又

は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に對してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報を司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に對して、次のことを行う義務を課すものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(d) 弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次の(i)又は(ii)に規定する通信の内容を明らかにする情報を入手し、又は提供すること。

(i) 法的な助言を求め、又は提供するために行われる通信

(ii) その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる通信

4 一方の締約国がこの条の規定に従つて情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条 租税の徵収における支援

1 両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によつて定めることがある。

2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつてゐる他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

- (a) 日本国については、
 - (i) 第二条3(a)に掲げる租税
 - (ii) 復興特別法人税
 - (iii) 消費税
- (vi) (v) (iv) 地方消費税
相続税
贈与税

(b) スペインについては、

(i) 第二条3(b)に掲げる租税

(ii) 富裕税

(iii) 附加価値税

(iv) 相続贈与税

(v) カナリア諸島のための一般間接税

(vi) カナリア諸島における物品の輸入及び引渡しに対する租税

(vii) セウタ市及びメリリヤ市における生産、役務及び輸入に対する租税

(c) その他の租税で両締約国のが外交上の公文の交換によって隨時合意するもの

(d) (a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時において当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基

づいて当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国のある権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によつて徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従つて徴収される。

4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によつて保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であつても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該租税債権について、当該他方の締約国の法令に従つて当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限の

ある当局によつて引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由によつて適用される時効の対象とされず、かつ、その理由によつて適用される優先権を与えない。3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によつて引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものではない。

6 3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によつて引き受けられた租税債権の徵収に当たつて当該一方の締約国がとつた措置は、当該措置が他方の締約国によつてとられたならば当該他方の締約国の法令に従い当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下において同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該措置をとつたことについて当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8 一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するためには保全の措置をとることができるものであること。

9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課すものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとつていない場合に支援を行うこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 特典を受ける権利

1 一方の締約国の居住者は、第十条3、第十二条1又は第十二条1の規定に基づいて特典が与えられる時において2に規定する適格者に該当する場合を除くほか、当該特典を受ける権利を有しない。ただし、当該特典を受けることに関して、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の居住者は、第十条3、第十二条1又は第十二条1の規定に基づいて特典が与えられる時

において、次の(a)から(e)までの規定のいずれかに該当する場合には、適格者とする。

- (a) 個人
- (b) 当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該一方の締約国の中銀銀行又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の機関
- (c) 法人その他の団体（その主たる種類の株式が一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）
- (d) 公認の年金基金（当該特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセント以上がいずれかの締約国の居住者である個人に限る。）
- (e) 個人以外の者（当該一方の締約国の居住者である者であつて、(a)から(d)までの規定に基づいて適格者とされるものが、当該特典が与えられる時及びその時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日ににおいて、当該個人以外の者の株式の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）

3
(a)

一方の締約国の居住者は、適格者に該当するか否かにかかわらず、他方の締約国内において取得する

第十条3、第十三条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に關し、当該居住者が当該一方の締約国内

において事業の活動に従事し、かつ、当該所得が当該事業から生じ、又は当該事業に付随するものである場合には、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。この3の規定の適用上、「事業の活動」には、次の活動又は次の活動を組み合わせた活動を含まない。

- (i) 持株会社としての経営
 - (ii) 企業集団の全体の監督又は運営
 - (iii) 企業集団の資金供給（資金ブーリングを含む。）
 - (iv) 投資又は投資管理（銀行、保険会社又は登録された証券会社が投資又は投資管理をその事業の通常の方法で行う場合を除く。）
 - (v) 無形資産の保有又は管理（当該無形資産の創出又は開発に伴うものを除く。）
- (b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において当該居住者が行う事業の活動によつて所得を取得する場合又は関連する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う当該所得に関連する事業の活動が、当該居住者又は当該関連する者が当該他方の締約国内において行う同一の又は補完的な事業の活動との関係において実質的なものであると

きに限り、当該所得につき(a)に規定する要件を満たすものとする。この3の規定の適用上、事業の活動が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c) この3の規定の適用上、一方の締約国の居住者に関して関連する者が行う事業の活動は、当該居住者が行うものとみなす。

4 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合であつても、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、第十条3、第十一條1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関して、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

(a) 公認の年金基金の場合については、当該特典の申請が行われる課税年度の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の七十五パーセント以上が同等受益者である個人であること。

(b) その他の全ての場合については、当該特典が与えられる時及びその時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、同等受益者である者が当該居住者の株式の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有すること。

5 (a) 一方の締約国の居住者である法人であつて、当該法人及び当該法人が直接又は間接に所有する子会社

によつて構成される多国籍企業集団の本拠である法人として機能するものは、適格者に該当するか否かにかかわらず、他方の締約国内において取得する第十条3、第十一條1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関し、当該所得が(b)(ii)に規定する事業から生じ、又は当該事業に付随するものである場合には、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

(b)

一方の締約国の居住者である法人は、次の(i)から(vi)までに規定する要件を満たす場合に限り、(a)の規定の適用上、多国籍企業集団の本拠である法人とする。

(i) 当該法人が、当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍

企業集団の資金供給を行うこと。

(ii) 当該多国籍企業集団が、四以上の国の居住者である法人によつて構成され、かつ、それらの法人が

四以上の国において事業の活動に従事すること。ただし、当該四以上の国の中のうちいずれかの四の国の国内又は当該四以上の国の組合せのうちいずれかの四の組合せに含まれる国において行わられる事業が、いざれも当該多国籍企業集団の総所得の五パーセント以上を生み出す場合に限る。

(iii) 当該一方の締約国以外の一の国の国内において行われる当該多国籍企業集団の事業が、いざれも当

該多国籍企業集団の総所得の五十パーセント未満しか生み出さないこと。

(iv) 当該法人の総所得のうち、他方の締約国内において取得するものの占める割合が五十パーセント以下であること。

(v) (i)に規定する機能を果たすために、当該法人が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること。

(vi) 当該法人が、当該一方の締約国において、所得に対する課税上の規則であつて3に規定する者が従うものと同様のものに従うこと。

(c) (b)の規定の適用上、(b)(ii)から(iv)までに規定する要件は、所得が取得される課税期間の直前の四課税期間における総所得の平均がこれらの規定に規定する比率の要件を満たす場合には、当該所得が取得される課税期間について満たされるものとみなす。

6 一方の締約国の居住者が、適格者に該当せず、かつ、3から5までの規定に基づき特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、当該居住者が、1から5までの規定に基づいて特典を与えない締約国の権限のある当局に対して、当該居住者の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が、第十条

3、第十一條1又は第十二條1にそれぞれ定める所得に関する、これらの規定に基づいて与えられる特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものについて十分に立証するときに限り、当該権限のある当局は、この条約の目的を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者からこの6の規定に基づく要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

7 この条の規定の適用上、

- (a) 「主たる種類の株式」とは、合計して法人又は団体の議決権及び価値の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。
- (b) 法人でない団体について、「株式」とは、株式と同等の持分をいう。
- (c) 「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。
 - (i) いづれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場
 - (ii) 兩締約国のある当局が合意するその他の有価証券市場
- (d) 一方の者と他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上

(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所
有する場合又は他の者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当
該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、「関
連する者」であるものとする。いかなる場合にも、一方の者と他方の者とは、全ての関連する事実及び
状況に基づいて、当該一方の者が当該他方の者を支配している場合又は両者が一若しくは二以上の同一
の者によって支配されている場合には、関連する者であるものとする。

(e) 「同等受益者」とは、一方の締約国の法令、この条約又は他の国際協定に基づいて所得について当該
一方の締約国によって与えられる特典であつて、第十条3、第十二条1又は第十二条1の規定に基づい
て当該所得について与えられる特典と同等のものを受ける権利を有するであろう者をいう。法人が受け
取る配当について与えられる者が同等受益者であるか否かを決定するに当たり、その者は、法人であるものと
みなし、かつ、当該配当について特典を申請する法人が保有する当該配当を支払う法人の議決権と同一
の当該議決権を保有するものとみなす。

(f) 「総所得」とは、ある者が居住者とされる締約国において、特典が与えられる時を含む課税期間にお

けるその者の総収入の額から、当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いて算定される額をいう。

8(a)(i)

一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(ii) 当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、

両締約国以外の国又は地域において当該所得に対する課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対する課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この8の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従つて租税を課することができます。

(b) (a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事

業の活動に関連して取得され、又は当該活動に付随するものである場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。

(c) 一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)に規定する要件を満たさなかつた理由を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一と判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

9 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであつたと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられ

ない。

10 一方の締約国の居住者が取得する所得について、この条約の規定に基づいて他方の締約国において租税が軽減され、又は免除される場合において、当該一方の締約国の法令に基づき、当該一方の締約国の居住者が、当該所得の全額についてではなく当該所得のうち当該一方の締約国内に送金され、又は当該一方の締約国内において受領した部分について租税を課されることとされているときは、この条約に基づいて当該他方の締約国において与えられる租税の軽減又は免除は、当該所得のうち当該一方の締約国において租税を課される所得についてのみ適用する。

第二十九条 見出し

この条約中の条の見出しほは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条 効力発生

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された月

の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

2 この条約は、次の租税について適用する。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

3 2の規定にかかわらず、第二十五条及び第二十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかる日から適用する。

4 千九百七十四年二月十三日にマドリードで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスペイン国との間の条約及び議定書（以下「旧条約」という。）は、2及び3の規定に従つてこの条約が適用される租税について、この条約の適用の日以後、適用しない。

5 この条約の効力発生の時において旧条約第二十条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利

を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

6 旧条約は、1から5までの規定に従つて適用される最後の日に終了する。

第三十一条 終了

この条約は、一方の締約国によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間の満了の時又は同期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に對して書面による終了の通告を行うことによつて、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次の租税について適用されなくなる。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十八年十月十六日にマドリードで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文により解決する。

日本国のために

安倍晋三

スペイン王国のために

P・サンチエス

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びスペイン王国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第二条の規定に関し、同条の規定の適用上、スペインについては、同条1に規定する「締約国」には、スペインの自治州及び自治都市を含む。

2 条約の規定は、租税回避又は脱税を防止するための一方の締約国の法令の規定の適用をいかなる態様においても制限するものと解してはならないこと（これらの規定の適用の結果として、条約の規定に適合しない課税が生じない場合に限る。）が了解される。

3 条約の規定は、次の(a)又は(b)の規定（その一般原則を変更することなく隨時行われる改正の後のものを含む。）の適用を制限するものと解してはならないことが了解される。

(a) 日本国については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二章第四節の三並びに第三章

第七節の四及び第二十四節

(b) スペインについては、法人所得税法（二千十四年十一月二十七日法律第二十七号）第百条

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十八年十月十六日にマドリードで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文により解決する。

日本国のために

安倍晋三

スペイン王国のために

P・サンチエス